



日看協発第 370 号
令和 2 年 12 月 10 日

公益社団法人 全日本病院協会
会長 猪口 雄二 様

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



新型コロナウイルス感染症対応のための
都道府県外看護職員の応援派遣について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生などにより、各地の医療機関では、看護職員が圧倒的に不足している状況が生じております。通常の診療体制が困難となる事態が想定されることから、各都道府県看護協会が平時から看護職員の応援派遣が可能な医療機関の把握等を進めるとともに、都道府県が当該地域を含む都道府県のみでは看護職員の確保が著しく困難で、県外からの応援派遣の受入を判断した場合には、都道府県看護協会を通じて本会に応援派遣要請をする仕組みを構築いたしました。(別添参照)

本仕組みにより、看護職員の確保が必要とされる医療機関等に対し、都道府県を越えた効果的かつ速やかな支援、および応援派遣の対象となる看護職員の安全の確保も可能としております。

大変恐縮に存じますが、貴会会員にご周知頂き、各医療機関におかれましては、本仕組みについてご理解の上、ご活用いただくとともに、ぜひ応援派遣元医療機関として都道府県看護協会への登録にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本仕組みにつきましては、厚生労働省医政局看護課より各都道府県衛生主管部(局)宛に、「新型コロナウイルス感染症対策における看護職員の確保に向けた取組について」(令和 2 年 11 月 25 日付事務連絡)を発出していることを申し添えます。

【問合せ先】

公益社団法人日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課

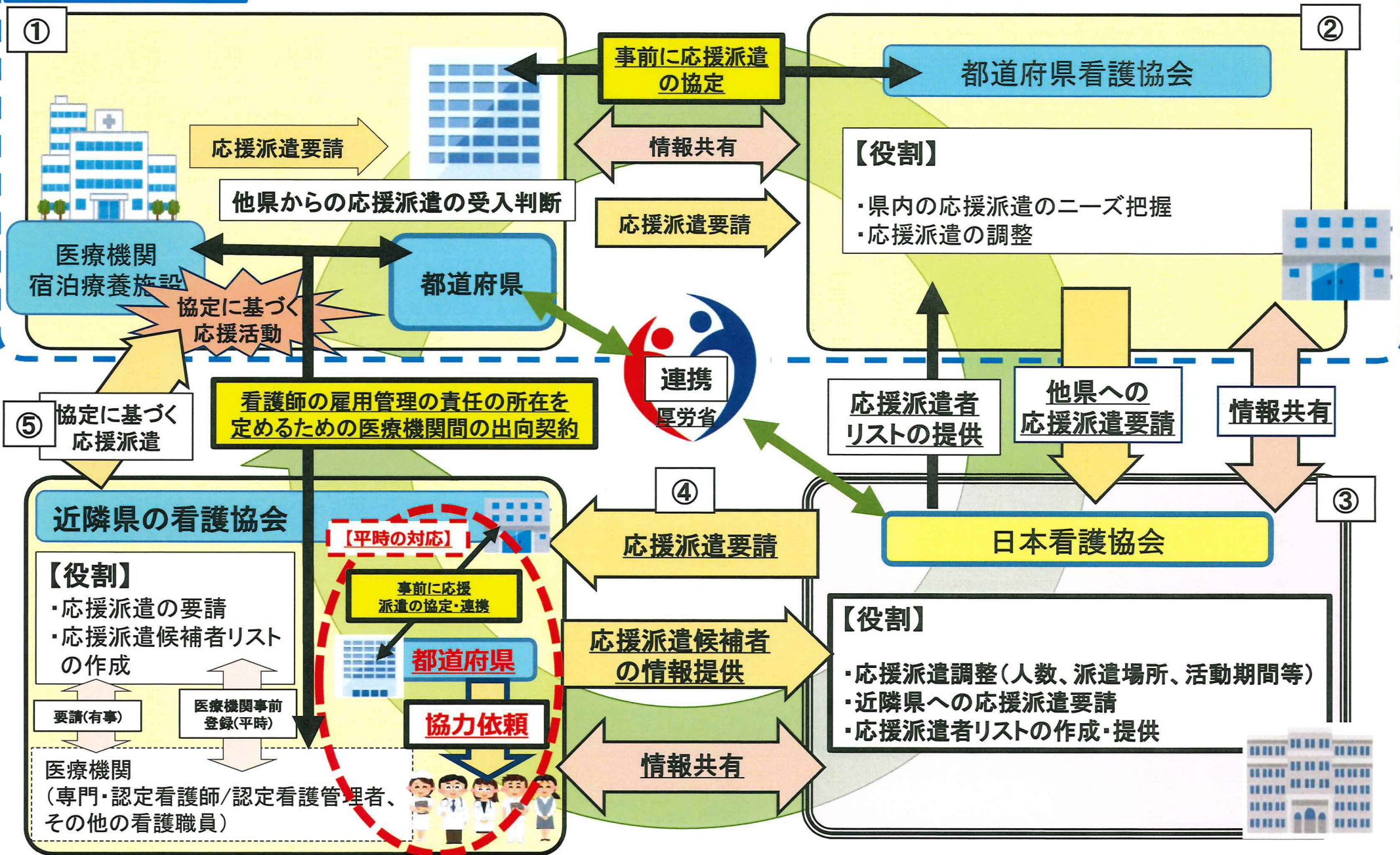
TEL : 03-5778-8548

E-mail : kangogyomu@nurse.or.jp

日本看護協会における県外看護職員の応援派遣調整の仕組み

(別添)

派遣要請県



注) 派遣調整に係る経費は「地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業」、応援派遣に係る経費は「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」で対応

**新型コロナウイルス感染症対応のための
都道府県外看護職員の応援派遣調整に関する要領**

公益社団法人 日本看護協会

目次

1 総則

- 1) 目的
- 2) 応援派遣の基本的な考え方

2 感染症対策応援派遣

- 1) 感染症対策応援派遣とは
- 2) 登録要件
- 3) 応援派遣の対象となる状況
- 4) 応援派遣の根拠
- 5) 応援派遣期間
- 6) 活動場所
- 7) 応援派遣に係る費用負担
- 8) 安全確保のための対応

3 応援派遣に関する都道府県看護協会及び本会の役割

- 1) 平常時の役割
- 2) 応援派遣時の役割

4 応援派遣手順

5 本要領の見直しについて

1 総則

1) 目的

本要領は、特定の地域において新型コロナウイルス感染症の拡大が発生し、当該地域を含む都道府県内のみでは看護職員の確保が著しく困難である場合に、支援を要する都道府県の看護協会の負担軽減及び一元的かつ効率的な看護職員の応援派遣を可能とするため、別項に規定する、新型コロナウイルス感染症対策のための応援業務を行う看護職員（以下、「感染症対策応援派遣ナース」という。）を派遣し、看護職員を必要とする場において、ニーズに応じて柔軟に看護活動を実践するための体制及び対応方法を定めるものである。

2) 応援派遣の基本的な考え方

感染症対策応援派遣ナースの派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に応じて、本要領に則り、本会と該当する都道府県看護協会とが連携し、感染症対策応援派遣ナースの応援派遣調整を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大時に効果的な看護活動を実践するため、本会と都道府県看護協会等との連携の在り方を明確にし、応援体制を整備しておく（図1参照）。

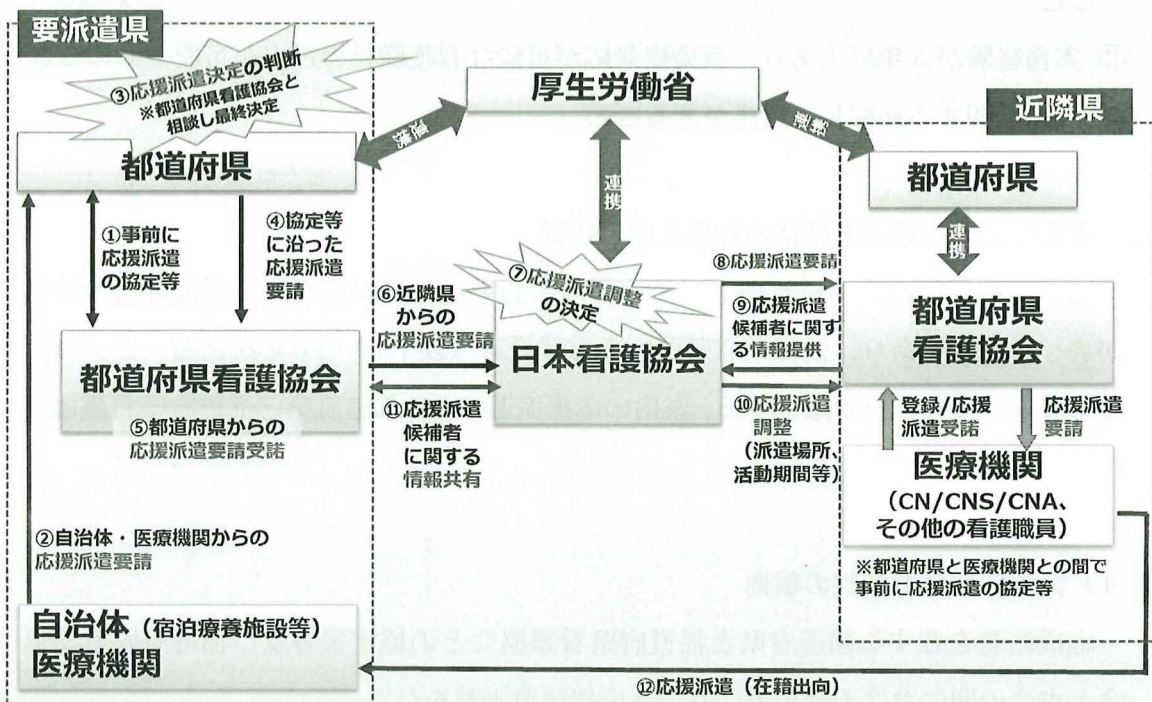


図1：感染症対策応援派遣ナースの応援派遣調整関係図

2 感染症対策応援派遣

1) 感染症対策応援派遣とは

感染症対策応援派遣（以下、「応援派遣」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大の際に、看護職員を必要とする場（新型コロナウイルス感染症対策のために看護職員を必要としている医療機関、社会福祉施設、宿泊療養施設及び保健所等。以下、「応援派遣先医療機関等」という。）において、感染者や感染疑いのある者に対してニーズに応じた看護を提供する看護職員を派遣することであり、派遣する医療機関（以下、「応援派遣元医療機関」という。）は都道府県看護協会に登録されている。

また、感染症対策応援派遣ナースは、応援派遣元医療機関と応援派遣先医療機関等との出向契約及び応援派遣先医療機関等と感染症対策応援派遣ナースとの雇用契約（以下、「応援派遣先医療機関等との契約等」という。）に基づき、応援派遣先医療機関等の指揮下で活動を行うものとする。

2) 登録要件

応援派遣元医療機関の登録にあたっては、以下を必須の要件とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のために看護職員を必要としている他の医療機関、社会福祉施設、宿泊療養施設及び保健所等へ看護職員を派遣する調整が可能であること
- ② 実務経験が5年以上あり、感染症対応が可能な看護職員の選出が可能であること
- ③ 登録に関する病院長の承諾があること

3) 本会による応援派遣調整の対象となる状況

自都道府県内のみでは新型コロナウイルス感染症への対応を行う看護職員の確保が著しく困難であり、他都道府県からの応援派遣（以下、「県外応援派遣」という。）を必要とする状況を対象とする。県内の応援派遣は、各都道府県と都道府県看護協会により実施するものとする。

4) 県外応援派遣調整の根拠

応援派遣を要する都道府県と都道府県看護協会との協定書等及び都道府県看護協会と本会の間における協定書に基づき応援派遣調整を行う。

なお、感染症対策応援派遣ナースの活動は、応援派遣先医療機関等との契約等に基づくものとする。

5) 応援派遣期間

個々の感染症対策応援派遣ナースの応援派遣期間は、以下を含むものとする。

- ① 応援派遣先医療機関等における2週間程度の活動期間
- ② 応援派遣に係る移動期間
- ③ 応援派遣終了後の新型コロナウイルス感染症のPCR検査（以下、「PCR検査」という。）実施から結果が判明するまでの検査期間

6) 活動場所

感染症対策応援派遣ナースの活動場所は、原則として、新型コロナウイルス感染症の拡大により看護職員が不足した医療機関、社会福祉施設、宿泊療養施設及び保健所等とする。

7) 応援派遣に係る費用負担

感染症対策応援派遣ナースの応援派遣に係る費用（以下に掲げるものを含む。）については、応援派遣を要する都道府県が負担する。

- ① 応援派遣期間中の給与等
- ② 応援派遣元医療機関から応援派遣先医療機関等までにかかる旅費、宿泊先から応援派遣先医療機関等までの通勤費
- ③ 応援派遣先医療機関等での活動期間中の宿泊費
- ④ 応援派遣が決定した感染症対策応援派遣ナースが、活動前後にPCR検査を受ける際の実施費用

8) 安全確保のための対応

- ① 応援派遣先医療機関等は、感染症対策応援派遣ナースの活動期間中の労災保険に加入すること。
- ② 本会より応援派遣の要請を受けた都道府県看護協会（以下、「応援派遣元県看護協会」という。）は、応援派遣が決定した感染症対策応援派遣ナースが、活動前後に

PCR 検査を受けられるよう調整をすることを原則とする。

3 応援派遣に関する都道府県看護協会及び本会の役割

応援派遣にあたって、都道府県看護協会と本会は、主に以下のような役割を担い、日頃から連携して体制の整備を進める。

1) 平常時の役割

(1) 都道府県看護協会の役割

① 都道府県及び本会並びに関係機関等との連携強化と都道府県看護協会の体制整備

新型コロナウイルス感染症が拡大した際の、看護職員確保に関する都道府県と都道府県看護協会、本会と都道府県看護協会の協定書等を締結し、体制を整備する。

また、都道府県及び関係機関等と平時より情報共有し、連携強化に努める。

② 新型コロナウイルス感染症に対応できる看護職員の育成

新型コロナウイルス感染症に関連する研修や情報提供等により、新型コロナウイルス感染症の拡大時に看護による支援活動に従事できる看護職員を育成する。

③ 応援派遣の周知と募集

都道府県内の看護職等に向けて、応援派遣に関する周知を行い、応援派遣元医療機関の募集に努める。

④ 応援派遣元医療機関の登録及び名簿管理

応援派遣元医療機関の登録に際しては、応援派遣の概要について医療機関に説明を行うとともに、医療機関に対して、都道府県看護協会は、感染症対策応援派遣ナーズの応援派遣時の身分や、県外応援派遣を必要とする場合には本会が調整を行うこと等について理解を得る。

また、応援派遣元医療機関の名簿管理については、個人情報の保護に努めるとともに、適切な取り扱いができるよう十分に留意する。

(2) 本会の役割

① 全都道府県看護協会との応援派遣に関する情報共有

新型コロナウイルス感染症対応のための県外看護職員の県外応援派遣に関する仕組み等について、全都道府県看護協会と情報共有し、連携強化に努める。

② 厚生労働省等関係機関との応援派遣に関する情報共有と連携強化

応援派遣の仕組み等について、厚生労働省等関係機関と情報共有し、連携強化に努める。

③ 感染症対策応援派遣ナースの育成と必要な情報提供

応援派遣元医療機関が選出した看護職員に、感染症対策応援派遣ナースとして活動するために必要な知識・技術を習得するための機会を設け、必要な情報等を提供する。

④ 応援派遣元医療機関の登録促進のための取り組み

広報等を通じ、応援派遣に対する理解を進め、応援派遣元医療機関の登録促進に努める。

2) 応援派遣時の役割

(1) 本会に応援派遣の要請をする都道府県看護協会

① 都道府県対策本部への参画と医療機関等のニーズの把握

都道府県看護協会は、都道府県と連携を図り、新型コロナウイルス感染症の拡大により、都道府県に対策本部が設置された場合には、これに参画する。都道府県より応援派遣要請があった都道府県看護協会（以下、「応援派遣先県看護協会」という。）は、地域の感染拡大状況に関する情報収集を行う。さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大している医療機関等の状況、看護支援ニーズについて把握し、応援派遣に備える。

② 県外看護職員の県外応援派遣の要否の検討及び日本看護協会への応援派遣要請

応援派遣先県看護協会は、都道府県が県外からの応援の要否を検討するための情報を収集し、都道府県と双方向で共有を行う。都道府県より県外からの応援派遣要請を受けた場合は、本会へ、近隣県からの感染症対策応援派遣ナースの応援派遣について要請する。

(2) 本会より応援派遣要請を受けた都道府県看護協会

① 応援派遣調整を受けた際の候補者リストの作成と本会への提出

本会より新型コロナウイルス感染症に対応する感染症対策応援派遣ナースの県外応援派遣要請を受けた応援派遣元県看護協会は、応援派遣元医療機関に対して応

援派遣要請を行う。応援派遣元医療機関の管理者は候補者を選出し、本人の同意を得て感染症対策応援派遣ナースの候補者リストを作成し応援派遣元県協会へ提出する。

② 感染症対策応援派遣ナースの活動に伴う調整

応援派遣元医療機関に対し、応援派遣先医療機関を連絡する。

③ 応援派遣元医療機関と応援派遣先医療機関等との出向契約の締結状況の把握

応援派遣要請を行った後の応援派遣元医療機関と応援派遣先医療機関等との出向契約の締結状況について把握し、本会へ報告する。

(3) 本会の役割

① 厚生労働省等関係機関との情報共有及び活動の調整

県外応援派遣の状況について、関係機関等へ情報共有を行うとともに、他の支援団体等と感染症対策応援派遣ナースの活動について調整を行う。

② 応援派遣先県看護協会との情報共有

応援派遣先県看護協会に対し、応援派遣先医療機関等、応援派遣人数及び活動期間等について情報共有する。

③ 感染症対策応援派遣ナースの活動場所における受け入れ態勢の整備支援

感染症対策応援派遣ナースが応援派遣先で円滑に活動できるよう、応援派遣先医療機関等からの相談窓口を設置し、受け入れ態勢の整備を支援する。

④ 感染症対策応援派遣ナースの活動に伴う調整

応援派遣先医療機関等と感染症対策応援派遣ナースの活動に係る契約等が円滑に結べるよう支援する。

⑤ 応援派遣中の感染症対策応援派遣ナースのサポート

応援派遣中の感染症対策応援派遣ナースからの相談に対応する。

4 感染症対策応援派遣ナース派遣調整手順

本会からの応援派遣調整に関する手順は以下を原則とする。

① 応援派遣先県看護協会から本会への応援派遣の要請

都道府県より都道府県外からの感染症対策応援派遣ナースの応援派遣要請を受けた応援派遣先都道府県看護協会は、要請内容（応援派遣先医療機関等、応援派遣

人数及び活動期間等)を決定し、「感染症対策応援派遣ナース派遣要請票(様式 A)」により、本会に対し感染症対策応援派遣ナースの県外応援派遣を要請する。

② 本会が調整する応援派遣元県看護協会への応援派遣要請

ア) 上記①により本会が要請を受けた際には、本会に設置されている新型コロナウイルス感染症対策本部において、応援派遣元県看護協会を決定する。なお、決定に際しては、応援派遣先県看護協会からの要請内容、移動時間、応援派遣元医療機関数などを基準とする。

イ) 本会は、「感染症対策応援派遣ナース派遣要請(様式 1)」をもって、応援派遣元県看護協会に感染症対策応援派遣ナースの応援派遣を要請する。

ウ) 応援派遣元県看護協会は、応援派遣元医療機関に応援派遣要請を行い、「感染症対策応援派遣ナース候補者リスト(様式 B)」を作成し、本会に送付する。

③ 応援派遣調整の結果の通知

ア) 本会は、応援派遣元県看護協会が提出した様式 B に基づき、個別の活動場所に応じた「感染症対策応援派遣ナースシフト表(様式 2)」(以下「シフト表」という。)を作成し、応援派遣元県看護協会、応援派遣先県看護協会に送付する。

イ) 本会は、「応援派遣状況通知(様式 3)」を作成し、全都道府県看護協会に対し、法人会員ネットで応援派遣調整の状況を周知する。

④ 応援派遣の準備

ア) 応援派遣元県看護協会は、シフト表に基づき応援派遣が決定した応援派遣元医療機関に対し、感染症対策応援派遣ナースの概要、活動期間、活動場所、活動内容及び持参物品等を連絡する。

イ) 応援派遣元県看護協会は、応援派遣が決定した感染症対策応援派遣ナースが、活動前後で PCR 検査を受けられるよう調整をすることを原則とする。検査の結果、感染症対策応援派遣ナースに感染が確認された場合、応援派遣元県看護協会は本会へその旨を連絡する。

ウ) 本会は、応援派遣の状況について、厚生労働省等の関係機関等へ情報共有を行うとともに、活動の調整を行う。

エ) 本会は、感染症対策応援派遣ナースが応援派遣先医療機関で円滑に活動ができるよう、受け入れ態勢の整備を支援する。

⑤ 応援派遣先県看護協会への継続的支援

本会は、応援派遣が終了するまで、状況の変化等を常に注視しながら、応援派遣先県看護協会との緊密な連携を継続する。

⑥ 応援派遣中の感染症対策応援派遣ナースのサポート等

本会は、応援派遣中の感染症対策応援派遣ナースとの連絡方法等について応援派遣元県看護協会と調整を行い、感染症対策応援派遣ナースからの相談対応等を行う。

また、本会は必要時、感染症対策応援派遣ナース自身の健康状態や活動状況等の報告を受ける。

⑦ 応援派遣終了における手続

ア) 感染症対策応援派遣ナースの応援派遣要請を終了する場合には、応援派遣先県看護協会は、活動場所ごとに「応援派遣要請終了票（様式 C）」を作成し、速やかに本会へ送付する。

イ) 本会は、「応援派遣要請終了通知（様式 4）」により、応援派遣元県看護協会に対し追加の応援派遣が必要ない旨を通知する。応援派遣元県看護協会は、応援派遣元医療機関にその旨を通知する。

ウ) 応援派遣元県看護協会は、すべての感染症対策応援派遣ナースの帰還を確認し、「応援派遣終了票(様式 D)」により本会へ通知する。

エ) 本会は、応援派遣調整したすべての感染症対策応援派遣ナースの帰還を確認し、法人会員ネットで、全都道府県看護協会に対し感染症対策応援派遣ナースの応援派遣が終了した旨を周知する。

5 本要領の見直しについて

本要領施行日から1年を目途に本要領の見直しを行うこととする。

6 施行日

この要領は2020年11月17日から施行する。

(別 添)

事 務 連 絡
令和2年11月25日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局看護課

新型コロナウイルス感染症対策における
看護職員の確保に向けた取組について

日頃より、看護職員確保の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症対策に伴い、看護職員の確保に向けた取組については「地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業」（令和2年5月26日付事務連絡）及び「医療機関等におけるクラスター発生時の看護職員の派遣に関する支援について」（令和2年6月10日付事務連絡）において、お示ししており、既にご対応をされていることと存じます。

今後、クラスター発生などにより通常の診療体制の維持が困難となる事態が想定されることから、各都道府県看護協会が平時から看護職員の応援派遣が可能な医療機関の把握等を進めるとともに、有事の際に都道府県が県外からの応援派遣の受入を判断した場合には、都道府県看護協会を通じて公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）に応援派遣要請をする仕組みを整理しました。

なお、日本看護協会は、各都道府県看護協会との調整に基づき、広域での看護職員の応援派遣調整を行うこととしています。（別添参照）

各都道府県におかれましては、この仕組みについてご活用していただくとともに、貴管内医療機関等に向けた周知及び応援派遣元医療機関としての協力依頼について、お取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者：村井・片山・竹中

電話：03-5253-1111（内線4171・2599）

